

法人化特別委員会の検討状況と今後の課題

1. 検討状況等

- 平成14年5月17日（金）14:30~16:30 第1回委員会
- 5月24日（金）12:30~14:00 専門委員と文部科学省との意見交換
- 6月3日（月）14:00~16:00 第2回委員会
- 6月12日（水）14:00~16:00 第3回委員会（国大協の在り方検討特別委員会との合同会議）予定

2. 現時点での検討内容等

(1) 文部科学省における法人化へ向けた法制化作業への対応

ア 当面、最終報告の趣旨が適切に法制化作業に盛り込まれるよう、関心を持って対応する。

イ 法制化作業の流れの中で、文部科学省と本委員会の専門委員との間で意見交換を行い、必要に応じ本委員会で国大協としての意見を検討し、文科省に申し入れ、連携を強化する。

(2) 移行準備段階における大学の希望、要望等への対応

ア 法人化への移行作業における文部科学省と各大学での役割の大枠は確認出来た。今後は、大学において検討すべき事項の国大協としての具体的支援作業（指針、基準等の用意など）について、文科省担当部局との連携・協力を密にし、可能なところから検討に入り、成案を得たものについては、文科省または国大協から各大学に提供する。

イ 文科省との連携・協力においては、文科省と専門委員との事前の意見交換や調整等により論点を詰め、本委員会として効率的に検討を進める。

ウ 本委員会で具体的に対応する事項は、移行措置であると同時に、今後の各大学と新しい連合組織との関係にも関連してくることに留意する。

3. 今後の課題

- ・ 臨時総会で表明された種々の意見を、法人化へ向けての準備において検討し、実現へ向けて努力すべきとされた課題へ対応する。

3. 準備に関する他大学、ブロックとの協力体制について

(1) 継続して打合せ等を持っている。	
ア 特定の他大学	10 (11%)
イ ブロック内大学	40 (44%)
(1) - 2 打ち合わせの主な課題	
ア 特定の具体的な課題	33 (37%)
イ 一般的な情報交換	23 (26%)
(2) 継続したものではないが、時々情報交換をしている。	38 (42%)
(3) 特に意識していない。	3 (3%)

II 準備に当たって大学として困っている事項と要望事項について

1. 移行準備について

(1) 大学として何時までに何を決定するのかなど、法人への移行過程全体像が分からない。	81 (90%)
(2) 法律も政・省令も未だ見えないので、大学で決めてよい裁量の範囲がどこまでなのか明確でない。	86 (96%)
(3) 移行準備に当たる専任（専門）職員、必要経費の確保が困難である。	58 (64%)
(4) その他（複数回答）	19
（回答のあった主な項目）	
○モデル、指針等が示されない、大学裁範囲が不明	9/19
○移行事務処理に関するもの	6/19
○再編・統合との関連で困難	6/19
○中期目標・計画に関する不明な点	4/19
○運営費交付金に関する不明な点	3/19
○施設整備、管理・維持に関するもの	3/19

2. 具体的な要望事項について

(1) 各大学での重複作業を避け、信頼性・客観性・公平性を保ち、移行作業の迅速化を推進するために、共通事項については、ガイドラインや指針、作成例等を示してほしい。（複数回答）	78 (87%)
（回答のあった主な項目）	
○中期目標・中期計画の参考例、作成指針	65/78
○会計基準	60/78
○給与モデル	59/78
○服务等共通指針	58/78
○学生納付金の標準額・範囲	58/78
○就業規則モデル	22/78
○採用試験（ルール）	14/78
○評価の方法（資産、業績等）	14/78
○退職手当モデル	14/78
○兼職・兼業のガイドライン	11/78
○施設整備	10/78
○人事交流	10/78
○人事電算システム	10/78

法人化準備等に関する各国立大学へのアンケート結果

99大学中、回答があった大学90大学（平成14年6月5日現在）

I 法人化へ向けての学内の準備状況等

1. 準備体制について

		回答大学
(1) 全学の委員会の設置について		
ア 設置している。	a 情報収集、勉強会が主のもの	16 (18%)
	b 大学が定めるべき事項等の策定、 検討、調整のためのもの	69 (77%)
	c その他	4
イ 設置していない。		13 (14%)
(2) 全学的な「準備室」「対策室」等の設置について		
ア 設置している。	a 事務官が中心のもの	47 (52%)
	b 教官が中心のもの	3 (3%)
	c 両者が入っているもの	10 (11%)
イ 設置していない。		34 (38%)
(3) その他の準備体制等		
ア 特別の委員会や準備室等はおいていないが、既存の委員 会で対応している。		16 (18%)
イ 全体の動向が不明のため、組織としては何もしていない。		5 (6%)

2. 全学として既に具体的に準備・実行しつつある事項

(1) 文部科学省と具体的内容の調整を行っている。	2 (2%)
(2) 課題ごとに、大学としての具体的な構想を策定中。	
ア 運営協議会、評議会、役員会について	35 (39%)
イ 事務組織の在り方について	33 (37%)
ウ 内部監査体制の在り方について	16 (18%)
エ 職員給与の在り方について	15 (17%)
オ その他	39
(3) 全学的に講習会等を開催し、民間的発想、企業経営などの 話を聞いている。	54 (60%)
(4) 事務局経理系職員に対して、簿記会計などの研修を実施し ている。	86 (96%)
(5) 全学では行っていないが、部局では対応している例がある。	7 (8%)
(6) その他	30

(2) 各大学で、独自の判断で早急に対応すべき具体的事項等について、常時相談窓口を設けてほしい。	73 (81%)
(3) 個々の大学からの相談に対する回答だけでなく、法人化移行に関する様々な共通的な情報は、積極的に大学に流してほしい。	87 (97%)
(4) その他(複数回答)	17
(回答のあった主な項目)	
○ガイドライン、大学裁量範囲を早く示してほしい	6/17
○運営費交付金の算定基準を早く示してほしい	6/17
○準備の全体像を示してほしい、説明会を開催してほしい	5/17
○移行準備に必要な予算措置を行ってほしい	4/17
Ⅲ 法人化後の新しい国立大学の連合組織の機能・役割等に関する意見・要望等について	83 (92%)

アンケート回答
Ⅲ 法人化後の新しい国立大学の連合組織の機能・役割等に関する意見・要望等について
各国立大学に共通的な高等教育に関わる課題等への対応
高等教育に対する主導的役割
高等教育の発展のための政策実現に関する政府、国会、財界等との折衝
高等教育機関における教育研究の発展のための指導的な取り組み
高等教育施設の整備、維持保全及び運用管理に従事する者の職能、知識、識見を広め、施設の品質の維持と向上に貢献する機能
高等教育政策に関する提言とその実現のための機能
国の高等教育施策(グランドデザインの策定等)との関連を踏まえて検討する必要があるのではないかと考える。
教育・研究・診療等に関する事故に対する保険に関しても同様。この場合は、全国規模でなくとも、地域別や機能別によるものも考える。
教育研究の一層の活性化のために老朽化・狭隘化した施設の改善に向けての国等への働きかけ
教育研究の発展のための施策実現に向けて、政府、国会、財界等と折衝できる機能
評価スケジュールについて、評価機関との調整及び各大学への提示
評価機関に対して、評価の基準、方法等に係る公正性への働きかけ
評価機構、評価システムについて積極的に提言するとともに、自主的な評価体制を作るべきである。例えば、各法人が出資して、第三者評価機関をつくり、NGO的に民間的な自主運営をする評価機関とする(文科省からも、国大協?からも独立な機関)
公正公平な評価が実施されるために、評価機関との協議、申し入れなどの対応
入学者選抜に関する要項などの制定機能
入試制度に関する研究・提言など
全大学に関する共通事項については、可能な限り積極的に検討を進めてほしい。
これまで、本学は、国立大学協会を重要な組織として行動を共にしてきた。各種の機能を備えた国立大学協会に替わる連合組織を構築する必要がある。
各国立大学法人が抱える諸問題の相談窓口
各大学において安定した教育研究が行えるよう、政府への働きかけ、中央労使交渉、全国の労務管理状況人事関係の情報提供及び評価基準の策定に対する意見具申等、国立大学の共通事項についてセンター的役割を担うことが必要である。
各大学の資産、財務等の具体的情報の提供(人件費の割合等)
各法人の情報センターとしての機能
学部単位での情報交換・連絡調整機能
大学の規模別・種類別に連携できる仕組み
大学経営の改善充実に資する各種情報の提供機能
国立大学に共通する課題についての連絡協議の場。
教育・研究における大学相互の連携協議の場
経営や訟務問題について、相談機能をもった窓口の設置
訴訟対応の専門家組織を国大協に設置(ブロック単位)し、各国立大学の訴訟担当機能を持たす。
国の政策動向等の情報収集と加盟大学への速やかな提供サービス機能
法人組織の連合体にふさわしい専門家を擁した職能集団の機能を強化していただきたい。
内にあっては、大学間の調整機関、外に向けては、大学全体の代表として活動する
連合組織の事務所を虎ノ門周辺に置く
連合組織の役員人事は、大規模大学に捕らわれずに広い範囲から適任者を選ぶ。
現在の国立大学の教育研究レベルを保持するために、連合組織は必要である。
現在の第8常置委員会に位置付けている役割の一層の充実をお願いしたい。
国大協に設けられた「国立大学協会の在り方検討特別委員会」の検討スケジュールや最終報告にふれられている連合組織としての今後における国大協の役割を早期に示してほしい。
国立大学間の人事交流や情報交換あるいは共同の国際交流についてなど、従来の常置委員会以外の組織を考えてほしい
権限と責任を持ち、国立大学法人全体としての意見を文部科学省等関係機関に対し述べたり、折衝したりする役割を持つ必要がある。
大学の種類(例えば、単科大学、人社文系大学など)によって生じる問題に取り組む、サブグループが必要ではないか
国立大学が一つ一つの法人に移行した後は、従来以上に大学間の全国レベルでの情報交換、意見交換の場が重要になってくると同時に、我が国の高等教育のバランスのとれた健全な発展のために、全大学の意見を反映した政策決定への参画が必要となると考えられる。
国立大学の総合的発展のための施策確立・推進、調査研究及び情報提供に関する機能。また、これらの施策実現のための関係機関等への折衝及び提言に関する機能。(施策:教育研究の活性化と充実、大学運営及び管理の充実、財政基盤の充実、広報等啓蒙活動)

国立大学における効率的及び適時適切な施設の整備、維持管理を実現していくため、個人が有する国家資格(電気主任技術者、危険物取扱者等)を有効に活用する方策及び職務に反映する場合の処遇改善等に係る各種調整折衝。
国大協の再編成にあたり大学の自治、教育・研究の自由に関する憲章のようなものを出してほしい。
団体連合の外に、分野毎に教員連合を組織する必要がある。
報道関係への広報活動
加入してプラスになるメリットを明らかにする必要がある
旧帝大主体の組織を改め、全国の大学が対等になる組織をつくる。
各大学の自主性を保ちながら、責任と権限を持った連合組織の設立が望まれる。一部の大学の利益のみで左右されるべきでない。
地方国立大学の意志が文部科学省に反映できるような連合組織のあり方を検討。
地方国立大学の役割を尊重した全国的な均衡ある発展への取組み
国立大学全体の調整
国立大学法人に共通した要望の取りまとめ、文科省との折衝
国立大学法人に共通する指針等の策定
国立大学法人を国民に理解してもらえらるための広報機能
国立大学法人の訴訟を処理する専門家集団及び国家賠償の代替え措置。
国立大学法人の財政基盤の安定化、その活動についての外部評価の適正化、国立大学法人の自主性、自律性確保のために方策を講ずること。
職員採用、幹部職員の異動、求人・求職情報の提供など、人事関係の情報センターとしての機能
施設系職員は広域人事を実施しており、異動、求人・求職情報の提供など、人事関係の情報センターとしての役割
技術職員の広域的な採用、研修及び人事交流を行うためのシステムの設置
図書系職員がより高い能力を有する専門職能集団として機能を発揮できるような採用養成研修体制の充実。
大学法人間における人事交流システムの考え方の提案
人事異動システム・退職金期間通算
教官の流動化促進センター的機能
教職員、学生の一定水準の確保への取組み
人材養成上の観点から各種研修会、研究会の企画、実施
国立大学法人職員の資質向上のための研修機関としての機能
人事交流を円滑に行うため、各大学間での給与制度等の統一・調整が必要。各大学毎の給与体系に差を付けると、教職員の人事交流に支障が出るのが懸念される。特に国家公務員採用試験により採用された職員については、不公平感を植え付けることになる。
各大学に共通性がある人事関係事務、会計関係事務の一部を地域ごと一括して行う組織の設置を希望
国立大学法人共通採用試験の実施
各種事務処理に必要な電算プログラム開発の調整機能
公務災害の認定等、法人化後に引き続き整理・清算事務に関する事務組織の設置について検討願いたい
特許の取得管理や産学官連携のリエゾン活動を行う適任者の人材バンクの設置や現在の大学にいる人材(技官及び事務官等)が必要となる専門知識等を身につけるための実務研修プログラムの実施。
国立大学法人の運営に不可欠な人材のためのStaff Developmentの企画及び実施
国立大学法人の教育研究機能のパワーアップのための研究会やワークショップの開催
大学が当事者となる訴訟・紛争等について専門的に指導助言が行えるシステムの構築
体育学領域における我が国高等教育発展の拠点として機能していくための国家的支援を要望する。
経営に関して優れた大学に対する表彰制度(ベストプラクティスへの表彰制度)
退職手当準備金の管理運用等のシステム。
財務会計上の具体的な処理方法についてのブロック協議会の開催
賃金水準の中央交渉
リスク管理のための法人として独自の保険制度の確立
各種保険等、個々の大学で取り組むより、スケールメリットが活用できる費用についての意見集約
国立大学法人のリスク対応に際して、危険を分散するために自然災害(台風、地震、洪水、噴火等は特に)に対する保険を連合組織でまとめて契約(保険料の節約)
コンソーシアム契約の母体としての役割例えばWeb of Science等の高価な商用データベースや、電子ジャーナルを団体契約することにより価格交渉を有利に。
良好な労使関係の構築に向けたアドバイス
良好な労使関係を構築するための情報センターとしての機能
労使トップ交渉など、国立大学全体としての良好な労使関係の構築への取組み
労務担当連合組織の機能

国立大学協会の在り方検討特別委員会の検討状況と今後の課題

1. 検討状況等

- 平成14年5月23日(木)15:30~17:30 第1回委員会
- 6月12日(水)14:00~16:30 第2回委員会(法人化特委との合同会議予定)
- 7月8日(月)13:00~15:00 第3回委員会(予定)

2. 現時点での検討内容等

(1) 新しい国立大学の連合組織(以下「新組織」という。)について

ア 新組織の理念、役割・機能等について

我が国の高等教育、学術研究の水準の維持、向上のために国立大学の横断的な組織が必要であり、その役割が極めて重要になる。新組織の活動理念についてしっかりとした議論が必要であるとの認識で一致。

イ 新組織の設立までの計画期間

2年間と想定して、二段階で準備を進める。本年度の特別委員会では、新組織の活動理念、役割・機能、骨格など、新組織のいわば基本設計を行い、本年秋の総会で創設準備委員会を設置して本年度の検討結果を前提に、実施設計に当たる具体的な内容について検討する。

ウ 新組織は、来年秋の総会でその設立について協議し、平成16年4月からその活動を開始できるよう、準備を進める。

(2) 今後の検討の進め方

ア 法人化特別委員会と密接な連携の下で、国立大学法人化への移行措置と移行後の新組織の役割・機能を可能な限り分けて考える。

イ 各大学の自主・自律性と国立大学全体として取り組むべき問題との関係を整理。

2. 今後の課題等

ア 新組織に対する各大学の具体的な要望、期待の把握。

イ 新しい国立大学法人の具体的な運営の捉え方と、各大学に対する具体的なサポートの範囲等の模索。

追 加 資 料

平成14年6月11日・12日

第110回 総 会

- 第2回国立大学法人化特別委員会（議事メモ）

国立大学法人（仮称）に係る諸規定等の概要（14・6・3案）

- 国大協の在り方の検討と新組織設立までの日程表（案）

- 「国立大学協会の在り方」検討事項（案）

第2回国立大学法人化特別委員会（議事メモ）

日 時： 平成14年6月3日（月） 14：00～16：00

場 所： 学士会分館6号室

出席者： 長尾会長、石副会長、松尾副会長（代理：奥野名古屋大学総長特別補佐）

阿部（代理：北原筑波大学長）、中村、鮎川、隆島、宮田、鈴木、磯野、佐々木、梶山 各委員

川村、宮島、小早川、森本、若杉、北村、長木 各専門委員

石委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち委員長から、松尾副会長の代理として出席の奥野名古屋大学総長特別補佐、阿部委員（第1常置委員会委員長）の代理として出席の北原筑波大学長の紹介があった。

【議 事】

1. 文部科学省の準備状況について

○ 文部科学省高等教育局大学課 杉野大学改革推進室長から、「国立大学法人（仮称）に係る諸規定等の概要」（別添）について説明があった。

①主に組織業務に関する事項

ほとんどの事項が、法律で規定すれば、政・省令での規定や指針・基準等を必要とせず、大学で構成、運営方法等を検討することになると思われる。

②主に人事制度に関する事項

文部科学省でも検討しているが、各大学の自主・自律性を阻害することのないよう国大協とも十分相談して進めたい。

③主に目標・評価に関する事項

各大学と文部科学大臣との関係であるので、基本的に文部科学省で指針等を作成するべきであると考えるが、十分、国大協等とも相談しながら進めたい。

④主に財務会計制度に関する事項

国の責任で基準等を示すべきと考える。ただし、各大学で個別に決める必要がある事項もある。

- これらの説明に関して、法人への移行過程における予算措置、役員の数など法律で決める内容の確認、法人化後の倫理法の準用、情報公開法の適用等の質問等があった。
- 今後の法制化の作業における国大協との連携・調整の在り方、法律に直接関係しないと思われる内容の国大協との詰めの方法などについて意見交換を行った。

2. 会計基準（試案）について

- 文部科学省大臣官房永山企画官から、本試案は、独立行政法人会計基準及び同基準注解をベースに、国立大学の特性を踏まえて加筆修正を行ったものであるとして、
 - ① 国立大学が教育・研究の実施等を主たる業務内容としている特性を踏まえて修正した部分
 - ② 学生納付金や附属病院収入等の固有の収入源を持つ法人として修正した部分
 - ③ 法人間での競争的環境の醸成を要請される法人として修正した部分を中心に、その内容の概要について説明があった。また、この試案は、国立大学法人がその会計を処理するに当たっての行為基準であると位置付けられることや、今後関係機関等の意見を踏まえ、文部科学省の検討会議で更に修正等を行い、本年8月中に公表し、平成15年度中には文部科学省令として制定することなどの今後の予定についても説明があった。
- 以上の概要説明に対し、文部科学省の「国立学校法人」会計基準等検討会議のメンバーでもある宮島専門委員からこれらの基準等を検討する際のポイントなどのコメントがあり、意見交換を行った。
- 質問や意見は、多岐に渡るが、大学における自己収入の弾力使用、「収益」とか「利益処分」などの言葉の問題、資産評価における取得原価の扱い、コスト計算書、経営努力の認定、図書の資産評価方法、会計検査院による検査の在り方や公認会計士協会による認定基準などにより身動きがとれなくなってしまうような工夫などが話題となった。

3. 当面对応すべき課題等について

- 本特別委員会の今後の取り組み方について、協議した。
 - ① 具体的な法制化作業への関わり方は難しそうだが、法学を専門とする専門委員が文部科学省との連絡を密にして情報交換をしつつ、国大協としてもその内容についてものが言えるようにしたい。
 - ② 各大学で検討すべき課題、指針・基準等を用意する事項などについては、適宜文部科学省と専門委員とで連絡を取り合い、国大協としての対応すべき事項の整理、素材の提供や指針等の作成主体などを整理して本特別委員会で検討する。
 - ③ 次回委員会で、文部科学省担当課の検討状況等も踏まえ、本委員会の検討体制等を確認する。

国立大学法人（仮称）に係る諸規定等の概要（14・6・3案）

- (注) 1. この表は、平成14年3月26日に文部科学省の「国立大学等の独立行政法人化に関する調査検討会議」から公表された報告「新しい「国立大学法人」像について」に基づき、国立大学法人（仮称）について、法令で規定することが考えられる主な事項、各大学において検討を要すると考えられる主な事項、さらに指針・基準等を用意することが考えられる主な事項を、現時点において便宜整理したものである。したがって、本資料は、例えば、表中の各事項の要否、分類などについて、今後の政府部内における法案等の検討、国会における関係法案の審議など種々の状況に応じて、適宜修正する必要があるなど、全体として未定稿の資料である。
2. この表中、「指針・基準等を用意することが考えられる主な事項」は、本来、法律及び政令・省令を踏まえて各大学の責任において検討を行うべき事項についても、その検討の参考情報として何らかの指針・基準等が提供されることが有益と考えられるものを、上記調査検討会議の報告の指摘も踏まえつつ整理したものである。なお、各指針・基準等の検討・作成主体については、各事項の性格等に応じて、国立大学協会、文部科学省その他関係団体等様々なケースが想定されるところであり、今後、その整理が必要だが、現時点においては、特定の検討・策定主体を想定しているものではない。
3. 表中の「職員」とは、「役員」を除く教員・事務職員等の法人構成員を示すものである。

事 項	法律で規定することが考えられる主な事項	政令・省令で規定することが考えられる主な事項	各大学で検討を要すると考えられる主な事項	指針・基準等を用意することが考えられる主な事項
1. 主に組織業務に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ○国立大学（法人）の目的 ○各大学（法人）の名称・位置 ○設立の手続 ○役員 <ul style="list-style-type: none"> ・各法人の役員の名称、定数 ・役員の職務・権限 ・学長の任命手続・要件 ・学長選考委員会の事務・組織 ・他の役員の任命手続・要件 ・役員の任期 ・役員の欠格条項 ・その他 ○運営協議会の事務・組織 ○評議会の事務・組織 ○役員会の事務・組織 ○業務の範囲 ○その他 	<ul style="list-style-type: none"> ○各法人の業務の内容・範囲 ○その他 	<ul style="list-style-type: none"> ○役員の在り方 ・役員の構成 ・役員の職務分担 ・学長選考委員会の構成・運営方法 ・役員の任期 ・その他 ○運営協議会の構成・運営方法 ○評議会の構成・運営方法 ○役員会の運営方法 ○事務組織の在り方 ○内部監査体制の在り方 ○その他 	<ul style="list-style-type: none"> ○その他

事項	法律で規定することが考えられる主な事項	政令・省令で規定することが考えられる主な事項	各大学で検討を要すると考えられる主な事項	指針・基準等を用意することと考えられる主な事項
2. 主に人事制度に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 役員の報酬等の原則 ○ 役員の兼職禁止 ○ 職員の給与等の原則 ○ みなし公務員 ○ 職員の身分承継 ○ その他 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 役員報酬等の在り方 ○ 役員の業績等の評価の在り方 ○ 職員の給与の在り方 ○ 職員の業績等の評価の在り方 ○ 退職手当の在り方 ○ 勤務時間・服務等の在り方 ○ 職員の選考・任免等の在り方 ○ 人事交流の在り方 ○ 研修の在り方 ○ 定年年齢の在り方 ○ 健康安全管理体制 ○ 防災手続・体制 ○ その他 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 役員報酬等の指針 ○ 役員兼職承認の基準 ○ 職員の給与基準の作成指針 ○ 退職手当通算規定例 ○ 就業規則の指針 <ul style="list-style-type: none"> ・ 服務の指針 ・ 利益相反の指針 ・ セクハラ防止の指針 ・ 倫理保持の指針 ○ 採用試験の指針 ○ 人事交流の指針 ○ その他 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中期目標等の作成指針 ○ 評価の方法・指標 ○ その他
3. 主に目標・評価に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中期目標・中期計画・年度計画 <ul style="list-style-type: none"> ・ 策定、変更の手続 ・ 記載事項 ・ その他 ○ 事業報告書 ○ 評価 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国立大学評価委員会の事務 ・ 評価の手続 ・ その他 ○ 中期目標期間終了時の検討 ○ 情報の公開・提供 ○ その他 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中期計画等の策定等手続の細則 ○ 中期計画記載事項の細則 ○ 事業報告書の作成手続の細則 ○ 国立大学評価委員会の組織等 ○ 評価手続の細則 ○ 情報公開・提供手続の細則 ○ その他 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中期目標の原案 ○ 中期計画の原案 ○ 年度計画の原案 ○ 学内評価体制の在り方 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中期目標等の作成指針 ○ 評価の方法・指標 ○ その他

事項	法律で規定すること 考えられる主な事項	政令・省令で規定すること 考えられる主な事項	各大学で検討を要する と考えられる主な事項	指針・基準等を用意するこ とが考えられる主な事項
4. 主に財務会計制 度に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 資本金 ○ 他の法人への出資等 ○ 事業年度 ○ 会計原則 ○ 財務諸表の種類等 ○ 会計監査人の監査 ○ 利益・損失の処理 ○ 積立金の処分 ○ 長期借入金 ○ 短期借入金 ○ 既存債務償還財源の「共同機関」への拠出 ○ 財産処分収入の「共同機関」への一部納付 ○ 財源措置 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 出資等の対象事業の範囲 ○ 会計基準及び注解 ○ 財務諸表の細則 ○ 積立金処分手続の細則 ○ 長期借入金細則 ○ 短期借入金細則 ○ 学生納付金の設定の範囲 ○ 重要財産範囲、処分手続の細則 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 出資財産の整理 ○ 学内予算配分の在り方 ○ 資金の管理・運用の在り方 ○ 外部資金の確保・活用の在り方 ○ 収入を伴う事業の在り方 ○ 学生納付金の在り方 ○ 会計関係規程 ○ 財務会計システムの調達 ○ 債権・債務の把握 ○ 会計処理体制 ○ 承継物品の整理 ○ 取引銀行の選定 ○ セグメント区分 ○ 会計機関（責任者）の設置 ○ その他 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 会計基準及び注解の質疑応答集 ○ 運営費交付金の算出基準・方式 ○ 施設費の補助要項 ○ 収入を伴う事業の範囲 ○ 会計関係規程のモデル ○ 財務会計システム機能概要書 ○ その他

国大協の在り方の検討と新組織設立までの日程表(案)

2001		2002		2003	
	12.7		2.21		3月初旬
	・第9回将来構想ワーキンググループにおいて「国大協の在り方」について検討開始		・第10回将来構想ワーキンググループにて国大協の在り方に関する検討事項をまとめ、「在り方検討特別委員会」の設置を検討		・理事会において「設立準備委員会」での進捗状況報告、新国大協についての意見交換
			3.1		5月下旬
			・理事会において、「在り方検討特別委員会」の設置について検討		・理事会において「設立準備委員会」での進捗状況報告、新国大協設立までのスケジュールの確認、
			4.12		6月初旬
			・臨時理事会において、「在り方検討特別委員会」の設置について承認		・総会において「設立準備委員会」での進捗状況報告、意見交換、新国大協設立までのスケジュールの承認
			4.19		
			・臨時総会において、「在り方検討特別委員会」の設置について承認		
			5.23		
			・第1回「在り方検討特別委員会」開催		
			6.11.12		10月下旬
			・総会において「在り方検討特別委員会」の検討状況について報告		・理事会において「設立準備委員会」でまとめた新国大協(案)検討、総会において設立の承認を諮る旨確認
			・会員校に向けて新国大協の在り方に関するアンケート実施		11月初旬
			10.25		・理事会において、「在り方検討特別委員会」がまとめた報告書について検討、11月の総会に諮る旨確認
			11.13.14		
			・総会において報告書を承認し、新国大協設立に関する具体的内容を検討する「設立準備委員会」の設置決定		
2003		2004		2004	
	2月初旬				5月初旬
	・第1回「設立準備委員会」開催。秋の総会を旨処に新国大協の具体的な内容をまとめる旨確認				4.1
					・新国大協設立
					・新国大協設立総会開催

「国立大学協会の在り方」検討事項（案）

14. 2. 21

基本的な論点	左に関連する論点	参考事項等
<p>1. 協会の担うべき役割・機能は何か</p> <p>(1) 国公立大学の競争を超えて、大所高所から、わが国の学術研究、高等教育の発展と国際交流の振興に寄与する活動</p> <p>(2) 親睦的な団体の枠を越えた機能集団</p> <p>(3) 知的集団としての国立大学の意見の集約とその実現</p> <p>(4) 経営体としての国立大学の人事関係業務への支援・援助、ガイドラインの策定</p> <p>(5) 国立大学の職員・業務の質的向上のための企画・援助</p> <p>(6) 学生の入り口（入試）、出口（就職）に関する国立大学の窓口</p> <p>(7) 各界との対話の促進、国立大学の情報発信</p>	<p>1. 新しい協会の名称、設立趣言・目的</p> <p>(1) 目指す方向は代表機関が具体的事項の処理機関か</p> <p>(2) 法律に根拠を持つ機関か自主的業界団体か</p> <p>2. 協会事業の基本的方向、範囲</p> <p>(1) ソフト中心事業（大学情報提供センター、共通問題対処ソフトの開発と提供、学生支援プログラム開発提供など）</p> <p>(2) 具体的な事業の実施（諸外国との学長会議の主催、全国立大学専門職員研修など）</p> <p>(3) 会員の経営者代表業務（労使トップ交渉、職員人事採用・異動調整など）</p> <p>3. 実施する具体的事業</p> <p>(1) 会員のニーズ、会費に見合った事業規模</p> <p>(2) 会員共通の利益を図るための具体的な事業</p> <p>(3) 収益事業実施の可能性</p>	<p>・国立大学法人化と不可分、一体の議論</p> <p>・国立大学、文部科学省の意向に留意</p>
<p>2. 協会の組織・運営の基本はどうすべきか</p> <p>(1) 会員が安心し、信頼する運営</p> <p>(2) 迅速かつ責任ある意思決定が行える機能的組織・体制</p> <p>(3) 社会や会員に対しての説明責任を果たせる組織・運営</p> <p>(4) 学長が協会運営に積極的に参加できるシステム</p> <p>(5) 大学の規模・種別の特性への配慮</p> <p>(6) 機能に応じた専門家による委員会</p>	<p>1. 協会の設置形態等</p> <p>(1) 任意団体と法人組織とのメリット、デメリット</p> <p>(2) 新組織の立ち上げの方法（現協会の改組か創設か）</p> <p>2. 機能的組織・体制と会員大学の意向の及び上げの仕組みとの関係</p> <p>(1) 専任の会長または専務理事の必要性</p> <p>(2) 運営責任者（理事等）の選任・解任方法などの仕組み</p> <p>(3) 協会の運営組織と会員による「総会」との役割分担</p> <p>(4) 協会委員会の構成方法</p> <p>3. 公・私立大学団体など他の団体等との関係</p> <p>(1) 他団体との合併、併合まで視野に置くことの必要性</p>	<p>・実現性、継続性などにも配慮</p> <p>・大学基準協会は、財団法人</p> <p>・私立大学連盟は、社団法人</p> <p>・日本学術振興会は、特殊法人</p> <p>・日本学術会議は、総務省所轄機関</p> <p>・各団体とも設立の趣旨を異にする。私立大学は、3団体が併存する。</p>

基本的な論点	左に関連する論点	参考事項等
<p>3. 協会の安定的収入をどう確保するか</p> <p>(1) 安定的収入のため、全ての大学の強制加入か、あるいは費用対効 果を自ら判断して加入する任意制加入か</p> <p>(2) 自主財源確保の方法</p>	<p>(2) 国立学校財務センターなどとの機能分担を考えることの必要性の有無</p> <p>4. 事務局の役割等</p> <p>(1) 単なる運営事務組織か、研究職員的な専門集団か、あるいは両方の 機能を持った組織とするか</p> <p>(2) 事務局の規模、職員の処遇（現協会職員・財産の扱い）</p> <p>1. 会費の考え方等</p> <p>(1) 協会の基本的な維持費か成功報酬か委託費か</p> <p>(2) 会費の具体的な額の定め方</p> <p>2. その他の収入確保の方法</p>	<p>・安定的な一定額の収入確保が大前提</p>